

ぜひ申告書は郵送で提出を！

新型コロナウイルス感染予防対策として、郵送提出をお勧めします。

ご自身で申告書を作成し、郵送は同封の
返信用封筒をご利用ください。

昨年中の収入がなかった場合は、
申告書の氏名欄と6欄の記入のみ
で提出できます。

各種控除額一覧表

市・府民税の生命保険料控除

旧契約(旧生命保険・旧個人年金保険)		新契約(新生命保険・介護医療・新個人年金保険)	
支払保険料額(A)	控除額	支払保険料額(A)	控除額
15,000円以下	支払保険料Aの全額	12,000円以下	支払保険料Aの全額
15,000円超40,000円以下	(A)×1/2+ 7,500円	12,000円超32,000円以下	(A)×1/2+ 6,000円
40,000円超70,000円以下	(A)×1/4+17,500円	32,000円超56,000円以下	(A)×1/4+14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円

旧契約・新契約両方の保険料がある場合は、各保険料の区分ごとに控除額を算出し、保険料の区分ごとに算出した全ての控除額を合計した適用限度額が70,000円となります。

※同一の保険料の区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記計算式に基づき旧契約・新契約の別に控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は新契約分(28,000円)を適用します。ただし、旧契約分のみで計算した方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額とすることができます。

市・府民税の地震保険料控除

(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料	
支払保険料額(A)	控除額	支払保険料額(A)	控除額
50,000円以下	(A)×1/2	5,000円以下	支払保険料Aの全額
50,000円超	一律25,000円	5,000円超15,000円以下	(A)×1/2+2,500円
		15,000円超	一律10,000円

地震保険料控除は、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額(上限額:25,000円)※ひとつの損害保険契約等が上記表の(1)(2)のいずれにも該当する場合には、いずれかひとつの契約分のみ該当するものとして計算します。

市・府民税の税額表

※(A):課税総所得金額

区分	市民税	府民税
所得割	(A)×6%	(A)×4%
均等割	3,500円	2,100円

市・府民税非課税限度額

市・府民税は、その区分に応じ所得額が次の額以下の場合は課税されません。
(n＝本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数)

所得割	本人のみ45万円	控除対象配偶者や扶養有	35万円×n+42万円
均等割	本人のみ38万円	控除対象配偶者や扶養有	28万円×n+268万円

障害者・寡婦・ひとり親・未成年に該当する人で合計所得金額が135万円以下の人は、市・府民税は課税されません。

調整控除(合計所得金額が2,500万円以下の場合のみ適用)

市・府民税と所得税では人的控除の額に差があるため市・府民税の所得割額から次の式で計算した額を差し引きます。

(人的控除の控除額と所得税の差額は右の表を参照ください)

①合計課税所得金額が200万円以下の人

・人的控除の差の合計額
・市・府民税の合計課税所得金額 } いずれか少ない額の5%

②合計課税所得金額が200万円超の人

{人的控除の差の合計額－(市・府民税の合計課税所得金額－200万円)}×5%

寄附金税額控除

京都府共同募金会や日本赤十字社京都府支部へ寄附を行った場合、また地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)、京都府または、福知山市条例で指定した団体に寄附を行った場合、寄附金額を記入してください。

※受領証明書を添付してください。

市・府民税の配偶者控除

	配偶者の所得金額	控除を受ける人の所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者(70歳以上)	48万円以下	38万円	26万円	13万円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

市・府民税の配偶者特別控除

配偶者の所得金額	控除を受ける人の所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

市・府民税における所得税との控除額の差

控除の種類		控除を受ける人の所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人(70歳以上)	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

市・府民税における人的控除額と所得税との控除額の差

控除の種類		人的控除額	控除額の差
扶養	一般扶養親族	33万円	5万円
	特定扶養(19歳以上23歳未満)	45万円	18万円
	老人扶養(70歳以上)	38万円	10万円
	同居老親等	45万円	13万円
障害者	普通	26万円	1万円
	特別	30万円	10万円
	同居特別	53万円	22万円
寡婦		26万円	1万円
ひとり親	父	30万円	1万円
	母	30万円	5万円
勤労学生		26万円	1万円
基礎控除		43万円・29万円・15万円	5万円

※年少扶養親族(16歳未満)は控除対象外

所得金額調整控除

下記に該当する人は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

1.給与等の収入金額が850万円を超え、つぎのAからウのいずれかに該当する場合

A 本人が特別障害者に該当する。
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

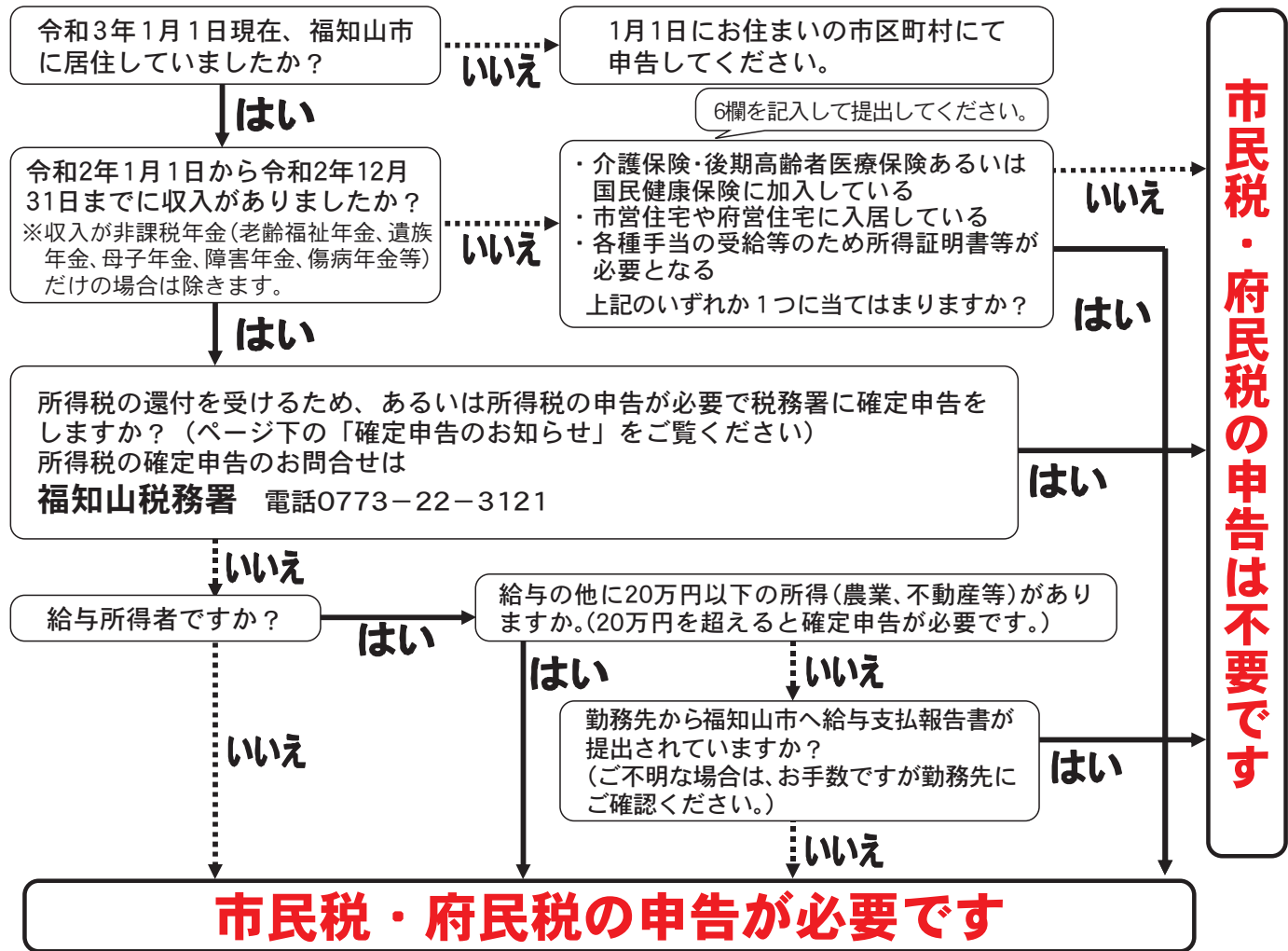
所得金額調整控除額＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

2.給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円)

令和3年度 市民税・府民税申告書の説明書

申告書の提出期限は、令和3年3月15日(月)です。



市民税・府民税の申告書

市民税・府民税は前年の所得に対して課税されますので、前年(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)の所得等について申告してください。

(注)所得税の確定申告のお知らせと市民税・府民税の申告書の両方が届いた場合は、所得税の確定申告をしてください。

申告書を提出しなければならない人

- 令和3年1月1日現在福知山市内に住所があり、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に所得があった人。
(所得のない人は、6欄を記入して提出してください。)
- 給与と所得者で給与以外の所得のあった人。(給与以外の所得が20万円以下の人は市民税・府民税の申告を、20万円を超える人は所得税の確定申告をしなければなりません。)
- 給与と所得だけの人でも雑損控除、医療費控除や給与支払報告書と異なった扶養控除の適用を受ける人、及び勤務先から給与支払報告書が福知山市税務課へ未提出の人。
- 公的年金等の支払いを受けている人で、公的年金等支払報告書に記載のない諸控除の適用を受ける人。
- 令和元年分までは確定申告書を提出していたが、令和2年分についてその必要のなくなった人。

収入金額と所得金額

所得とは、1年間に得た収入から、その収入を得るための必要な経費(生活費を除きます。)を差し引いたものです。申告書裏面に収支内訳書を印刷しておりますので、事業所得等は記入してください。なお、農業所得のある人は、別紙により収支内訳書(農業所得用)を添付してください。

確定申告のお知らせ

- 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える人や、2か所以上から給与の支払を受けている人は、税務署へ確定申告が必要です。
 - 令和2年の途中で退職し、その後就職していない人やパートタイマーとして働いていて、勤務先の会社で年末調整を受けていない人は、税務署へ確定申告をすることで所得税の還付を受けることができる場合があります。
- ※なお、税務署に確定申告書を提出された場合、その申告に基づき市・府民税は課税されますので市役所への申告は必要ありません。

申告書の提出及び問合せは

福知山市役所 税務課
〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
電話 0773-24-7024(直通)
FAX 0773-23-6537

